

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 18 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 15 号（令和 7 年 11 月 13 日付）分・・・1 件

2 監査報告に対する措置状況

下記のとおり

農林振興課（久保白ダム土地改良区）【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
1 収入支出事務について (1) 収入・支出命令書について 久保白ダム土地改良区会計細則第 12 条（以下「細則」という。）によれば「土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。」とされ、また細則 20 条においては「土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。」とされている。 しかしながら、報酬及び費用弁償の支出、また資金収支整理期間における収入及び支出について、振替命令書により処理を行っていた。振替命令書は、現金取引以外の取引を行う際に使用するもの（細則第 29 条）とされていることから、収入命令書及び支出命令書により処理すべきである。 (2) 領収証の徴収について 細則第 23 条によれば「土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。」とされ、同条第 2 号にお	(1) については、久保白ダム土地改良区会計細則に則り、久保白ダム土地改良区会計マニュアル（複式簿記）を作成した上で、適正な処理を行います。 上記マニュアルにおいては、報酬の事務処理について報酬の支出分は支出命令書で、所得税の預り金分は振替命令書で起案すること、また、費用弁償については実際の支出を支出命令書で起案するといった内容を書載します。 (2) については、久保白ダム土地改良区会計細則に沿った運用で領収書の徴収を行います。 また、上記マニュアルにも領収書が必要なことを記載します。

いて「口座振替の方法により支出した場合で1件の支払い金額が130万円未満のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの徴収をしなくともよい。」とされている。

しかしながら、1件130万円以上の支出についても、金融機関からの領収証のみを徴収し、債権者からの領収証を徴収していなかった。

(3) 支払遅延について

9月請求分の各分水工電気料金及び10月請求分の津原揚水機場電気料金について、請求書の支払期限までに支払いを行っていなかった。

今後は、細則等を確認し適正な事務処理を行うとともに、支払いについては支払期限までに支払いを完了するよう指導すること。

(3) については、久保白ダム土地改良区会計細則に則り支払期限までに遅滞なく支払うように、事務局係長と担当でスケジュール管理を徹底します。